

| 件数 | 箇所            | 意見   | 検討結果  |
|----|---------------|--|---|
| 1  | 目次            | 目次は、条例素案に示された構成表の方が要点を示されており見やすい。  | 法制執務のルールに基づき目次を規定しています。条例制定後にパンフレットなどで構成表を用います。   |
|    | 前文            | 基本条例は、理念法であり、理念と目的を明らかにした前文であって、豊かな自然と愛着と畏敬の念を抱いてきた。産業の発展、文化の継承が人権と環境を柱として認識、発展が示されている。ただ、その鏡として、今なぜ条例があるのか、これまでの経過がほしかった。 | この条例は、今までの野洲市の歩みのなかから、自治の実践（市民の活動等）を検証し、その成果を生かして広げていくという視点により、まちづくりの基本的な事項を定めています。   |
|    | 第1条 目的        | 市民自治都市実現が目的で、自治の基本理念、市民・事業者・行政・議会の権利と義務、市政運営の原則が必要であろう。  | 第1条において、この条例の目的を規定しています。  |
|    | 第2章           | まちづくりの基本原則は、人権の尊重、情報の共有、参加機会の保障、協働のまちづくり、環境への配慮があげられる。   | 第2章（みんなが輝くまちづくり）では、私たちの生存基盤である「人権の尊重」と「環境への配慮」をまちづくりの土台とし、地域の人やものなどの資源を生かした「たくましい地域経済」を創造し、まちづくりの手法として「協働」を位置付けるとともに、市民の知恵や力を育成するための「学び合い」を規定しています。       |
|    | 第5章           | 市民の自主的な地域における活動（コミュニティ活動）の役割は、自主性の尊重、住民自治を損なわない、自治意識を高める、金銭的支援に配慮する。また、地域市民協議会で地域の住民活動と連携することが望ましい。                        | 第9条及び第10条で規定する自治会と市民活動団体が連携することにより地域全体の活性化が図られている実践例もあり、そうした取り組みを広げていきます。   |
|    | 第21条 市民への意見募集 | パブリックコメントという方が一般化しているので使用してはいいかがか。重要施策に関する具体的内容について実施要綱があるのではないかと、別に定めるとしているが、どこで誰が定めるのか。                                  | 市民生活に関する重要な施策（条例や各種計画など）を決定するときは、市民から意見を募る手続きを規定しているもので、「パブリック・コメント」をわかりやすく「市民への意見募集」と表記しています。<br>意見募集や公表に関する必要な事項は、市民のみなさんご意見をお聞きするなかで、市において要綱等の検討を行います。 |
|    | 第22条 住民投票     | 投票権16歳以上は、完全に合意されていない。また、住民投票条例が必要である。   | 様々なご意見や多くの議論のなかで、検討委員会が提言いただいた内容を尊重するものです。また、住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。   |
|    | 全般            | 別に条例で定めるところについて、つなぎ、架け橋として早急に考えてほしいことを要望しておく。  | この条例が成立した後に、運用に必要な事項や別に定める規定について速やかに検討します。  |

| 件数 | 箇所                            | 意見  | 検討結果   |
|----|-------------------------------|---|--|
| 2  | <p>検討方法</p> <hr/> <p>検討方法</p> | <p>1. 同基本条例(原案)への意見募集手続きに関して、瑕疵・欠陥が生じていると思われる。野洲市HPには、同条例原案の入手方法として、そのHPからも入手できると記されていますが、2007年1月27日(土)現在では、HPから入手できません。意図してこのような取り扱いをされたとは思えませんが、今回の意見募集期間の締切4日前まで、HPからの入手が事実上できず、入手するには市役所や図書館等に市民が直接赴かなければならなかったということです。多忙な市民にとってこれは時間上の大きな制約を与えるものであり、このことで意見の提出をしなかった方も存在したであろうと推測できます。広く市民に意見を求める姿勢を示すべきところが、極めて具体的かつ現実的な瑕疵・欠陥が生じていたということです。どのようにして、この瑕疵・欠陥を補填されるのでしょうか。意見の再募集をしていただけるのでしょうか。</p> <p>2. 同基本条例(原案)は、そのもととなった同基本条例(素案)から、相当の変更箇所が生じたものとなっています。変更箇所に関する情報提供や説明が不足しているのではないのでしょうか。</p> <p>同条例検討委員会での傍聴や、協働キャラバンや公開フォーラム参加等々で、同条例素案づくりに今まで意見を寄せてこられた方々に対して、このたびの同条例(原案)のできあがり意見募集について、なんらかの連絡がなされたでしょうか。市民の意見により成り立った「素案」が、その市民の知らない間に「原案」となって、知らない間に再び意見募集がなされてしまったとするなら、行政と市民との間の信頼関係を損なうことになるとと思いますが、いかがでしょうか。協働プロセスとして、協力してきた市民に対して、一報を入れて次の段階に進んでいくのが、市民感覚としては、人と人との信頼関係の基本だと思いますが、いかがお考えでしょうか。</p> | <p>この条例(原案)は、市の様々な施設に備え置き、意見募集をさせていただきます。また、市ホームページでも周知を図ったところです。なお、市ホームページでもその後速やかに条例(原案)を掲示し、締め切り期日を、土曜日と日曜日の2日間、延長させていただきました。</p> <p>検討委員会からの提言を受け、市において、条文の趣旨を尊重しつつ、法的整合や法制執務のルールなどを中心に検討したものです。条例(原案)につきましては、市のホームページや各施設に備え置き、広く意見募集を図ったところです。</p> |

| 件数 | 箇所                  | 意見  | 検討結果  |
|----|---------------------|---|---|
| 2  | 検討方法                | <p>3. 市民参加促進を定めるのが同条例であるはずなのに、その策定プロセスにおいて、市民参加を促すPI(パブリック・インボルブメント)が、あまりにも不十分でした。</p> <p>私は、同条例の制定を反対する者ではありません。むしろ、その制定を歓迎し、同条例の重要性を強く認識する者です。それであるからこそ、非常に残念に思われるのが、その策定プロセスにおける市民参加(PI)の事実上の欠落です。一部の市民団体の構成員と自治連合会長のみで構成された同条例の検討委員会で、1ヶ月に1回というゆっくりとした開催ペースであるにもかかわらず、その内容については急ピッチに審議が進められ、実質的には1年もかかずに素案ができあがってしまいました。</p> <p>しかも、重要事項ほど数名の班長会に一任され、班長会での決定を同委員会には事後的に追認するだけでした。まだ追認する機会があればましな方で、班長会での決定が同委員会での決定であるかのような取り扱いをされることもありました。班長会は密室の秘密会議であり、市民はおろか同検討委員にすら公開されていないものです。ほんの一部の委員と担当行政が密室で急ごしらえしたのが、今回の基本条例(原案)であるといっても過言ではないかもしれません。(私は、第4回以降の同検討委員会をすべて傍聴し、第2回公開フォーラムや協働キャラバンに出席しています。)</p> <p>同検討委員の内、市民団体に所属する委員は、当該市民団体から推薦を受けておらず、したがって、同検討委員会での内容を、自分の所属する市民団体に報告する義務を持ちませんでした。同検討委員を出している市民団体に対してすら、検討経過が積極的に開示されるものではなかったということです。また、自治連合会長も同検討委員会の構成員ですが、私の所属する自治会を通して、検討経過の情報が開示されることも一切ありませんでした。</p> <p>野洲市に「まちづくり基本条例」が制定されようとしている事実を、何%の市民が認識しているのでしょうか。おそらく、数%にとどまると思います。それは、市民の関心の度合いだけに問題があるのではなく、積極的に知らせてこなかったことにこそ問題があるのです。</p> <p>こうした策定プロセスの視点は、「どうせ関心はないだろう」「いろいろ巻き込むとまとまらない」と市民を見下したものであると思います。市民参加促進を定める「まちづくり基本条例」の策定プロセスに多くの市民がかかわり、自分のものとして同条例を認識できたであろう貴重な機会を、その制定前の段階において、市民は奪われてしまったということです。</p> <p>「市民参加できない策定プロセスでできあがった市民参加促進のための条例」という自己矛盾をこの条例は背負い続けることになるでしょう。</p> | <p>委員会では、平成17年度において条例の土台の部分となる市民活動の実態や課題を調査し市民活動促進計画を策定し、本年度はそれをもとに市民の活動の具体的な成果を検証しつつ、多くの市民のみなさんとの意見交換をするなかでまちづくりの基本的なルールを編み上げ、条例素案として提言いただいたものです。</p> <p>市におきましては、委員会の検討状況を市ホームページ等でお知らせするとともに、市広報紙では18年11月号、19年1月号で特集記事を掲載して周知を図ってきました。また、条例制定後の周知期間において、パンフレット等を用いて更に徹底していく予定です。</p> |
|    | 第6条<br>協働の<br>まちづくり | <p>4. 「自助」「共助」「公助」の関係性に問題があります。(第6条条文の概要)</p> <p>自助、共助、公助の考え方を否定するものではありません。「個人でできることは個人で(自助)、個人ができないときは団体で(共助)、団体でできないときは市とともに(公助)」という、関係性に問題があります。この関係性は、荷を降ろしたい行政側からの視点に立つものです。そもそも、自助、共助、公助の関係性は、もっと対等かつ柔軟であるべきで、例えば、「個人にできるときでも、時には共助で、公助がすべきことでも、時には自助で」といった関係です。それとも野洲市では、税金や保険料を徴収しておきながら、行政サービスという負担と責任を、一方的に市民に押し付けたいのでしょうか。</p>  | <p>協働のまちづくりの進め方は、一人一人が主役で「共生」を基本に、「個人でできることは個人で、個人ができないときは団体で、団体でできないときは市とともに」という姿勢によるもので、これまでの多くの実践例から言えることです。</p> <p>市行政が担うべきサービスの負担や責任を市民に押し付けるものではありません。</p>  |
|    | 第12条<br>市議会の役割      | <p>5. 「市議会の役割」が当たり障りのないものになっています。この原案がスムーズに議会を通るように、配慮がなされているのでしょうか。(第12条)</p> <p>市議会による行政のチェック機能や、条例等への立法権(立法責任)は、条文として明確に謳うべきものであって、「条文の概要」として、補足すべき性格のものではありません。これは、市議会への軽視ともとられるのではないのでしょうか。</p>  | <p>市議会の権限は、地方自治法に規定されていることから重複規定を避け、この条例では、住民を代表して本市の意思決定を行う機関としてその役割を明確に規定したものです。</p>  |

| 件数 | 箇所                   | 意見   | 検討結果  |
|----|----------------------|--|---|
| 2  | 第14条<br>市職員の役割       | 6. 「市職員の役割」は、一般の市民とは異なるところにこそあるはずで。 (第14条)<br>同条では、市職員ならでの役割より、「自らも市民としての役割を果たす」ことが強調されています。市職員は一般市民にはない職責を負っているはずであり、それが強調されるべきではないでしょうか。昨今、市、市、市、市等で、公務員のモラル低下にとどまらず、犯罪行為に及び事例が続発しています。公務員は、国民・市民の血税によって行政の職責を負うものであり、同条例の制定は、一般の市民ではない「全体の奉仕者」または「公僕」としての位置付けを、もっと明確にするよい機会であるはずで。  | 地方公務員法第30条において、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されていることから重複規定を避け、市民サービスの向上を目指してその役割を規定しています。 |
|    | 第16条<br>行政情報と市民情報の共有 | 7. 情報は迅速かつ容易に得られる方がよいに決まっています。(第16条第1項)<br>第16条第1項の「市民に必要な情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供します。」と素案段階では表現されていたのですが、原案では「別に条例に定めるところにより」という表現に後退しています。情報公開条例より、同基本条例に復活すべきです。「迅速でもなく容易でもない情報公開」などは、情報公開と呼べるものではありません。  | この条例と野洲市情報公開条例を体系付けており、情報公開条例第22条では、情報提供の推進について「～市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供の推進に努めなければならない。」と規定していることから重複規定を避けるものです。                                |
|    | 第20条<br>参加機会の保障      | 8. 参加機会の保障は、「会議」だけに限定するのでしょうか。(第20条第1項)<br>第20条第1項の「会議」には、素案段階では「会議など」と表記されていたのですが、なぜ「など」が削除されたのですか。参加機会は広く設定すべきであって、わざわざ「会議」のみに限定しなければならない事情がありますか。   | 「会議など」という表現では、原則として公開する会議が特定しにくいので、明確にしていこうとするものです。   |
|    | 第23条<br>行政評価         | 9. 行政評価の客観性を担保することを「検討」段階にとどめてはいけません。(第23条条文の概要)<br>行政評価の客観性の担保は、自己評価だけでは実現不可能です。第三者機関などによる外部評価のない自己評価である限り、客観性のない行政評価ということになります。自己評価は不可欠ですが、それだけでは信頼性のある行政評価には成りえません。「条文の概要」の「外部評価の検討も必要です。」という表現を「外部評価が必要です。」に改めて下さい。お役所用語としての「検討する」が、「なにもしない」という意味であることは周知の事実です。  | 条文の意図する内容を達成するために、継続的な改善が必要であり、第28条に規定するとおり常に計画・実行・点検・改善を繰り返す行い、市民にとってよりよい制度を目指すものです。   |
|    | 第24条<br>財政運営         | 10. 財政の健全性確保には「財産管理」が不可欠です。<br>財政に関する条文がコンパクト過ぎます。<br>夕張市が財政再建団体となったことが報道されていますが、野洲市も他人事ではありません。「野洲市財政健全化計画」によると、平成21年には約25億円の累積赤字に達し、財政再建団体に転落するおそれがある」と記されています。財政の健全性確保には「財産管理」が不可欠です。<br>第24条の(財政運営)を、(財政運営及び財産管理)と改め、同条第2項を次のとおりとして、現在の第2項を第3項に繰り下げてください。<br>「2. 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。」 | 野洲市財政事情の公表に関する条例に基づき、財産、地方債及び一時借入金の現在高も公表し、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにしています。この基本条例では、それを市民にわかりやすく公表するものとしています。  |

| 件数 | 箇所             | 意見  | 検討結果   |
|----|----------------|---|--|
| 2  | 第26条<br>基金の設置  | <p>11. 基金のチェックを市議会にさせないつもりですか。(第26条第3項)<br/>素案段階では、第26条第3項に「基金の運用など、必要な事項は、別に条例で定めます。」とありましたが、原案では削除されています。<br/>条例化による市議会のチェックを受けないようにすれば、大切な基金が恣意的に費消されることにもなりかねません。基金の健全な管理方法として、同条第3項を復活させてください。</p>   | <p>市が設ける基金は、地方自治法第241条に基づき、その運用や管理及び処分に関して必要な事項は、条例で定めなければなりません。法規定により条例設置が義務付けられているため、この基本条例では規定の必要性がないものです。</p>  |
| 3  | 全般             | <p>全体的に、市民の自発的な姿勢がうかがえて良いのではないかと思います。「基本条例」ということで、各々の内容に関しては、概念的な事項に止まっていて、理想主義的な印象がある様な感じがしますが、これらの概念に即して市の運営、市民の活動が活発に行われればそれは素晴らしいことだと思います。ただ、ほとんどの市民の方達は、日々の暮らしに追われていて、市政や市民活動への関心が薄いのではないかと思います。今後、この条例が市民の間に浸透して、一人一人が社会に貢献できる能力を發揮していけるようになれば良いな、と思います。</p>  | <p>この条例の制定によって、市政への関心が高まり、また、自らの活動のきっかけになって、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくものです。</p>  |
| 4  | 全般<br><br>検討方法 | <p>この条例はまちづくり活動を支援するための条例なのか、行政と住民が自治についてそれぞれの役割分担を基本的に定めるものなのか。この重要な入り口のテーマについて、検討委員会を傍聴している限り時間を十分かけたとは思えない。「まちづくり活動支援条例」と位置づける方が妥当だろう。しかし一方、自治基本条例とすると、「自治の基本とは何ぞや」という難しい迷路にはまり込んでしまう。従ってその両論を包含したものと位置付けるのがよいと考える。</p> <p>検討委を傍聴したが、意見が出てそれを皆で議論する場面はほとんどなかった。意見が出ないと、委員長が引き取って班長会議(8人で構成)で検討して次回に報告する形がほとんどだった。しかもその班長会議の検討内容の説明がないので、検討委はただ追認しているだけであった。この点は検討委のメンバーも不満を漏らしていた。さらに市長に答申する最終案の内容を検討委のメンバーは確認していないという。直前に召集があったが、これも突然中止になったらしい。その理由は不明である。</p> <p>市の憲法とも言うべきこの条例を広く市民に知ってもらうことが重要だが、そのため協働キャラバンと称してサークルや自治会などに検討内容の説明に回った。そのこと自体は今までよりも進んだやり方だが、学区自治会連合会までで、そこから全自治会へ、さらには自治会員へ下ろして知らせるべきでなかったか。</p> | <p>検討委員会では、市民の目線から「野洲が野洲らしく」を基本に、今までの野洲市の歩みのなかから、自治の実践(市民の活動等)を検証し、その成果を生かし、広げていくという視点でまちづくりの基本的な事項を定め、この条例を形づくっていただきました。</p> <p>この条例は、「まちづくり」という観点に立ち、その行動や判断の規準を定めているもので、これを推進する過程が「野洲らしい自治」につながるものと考えます。</p> <p>委員会は、委員それぞれが多くの市民のみなさんと意見交換(協働キャラバンと題した出前懇談会を実施。)し、その意見を踏まえて班長・副班長会議で再三の議論を経て、全体の委員会で報告し確認していくという手法で進められたものです。</p> <p>委員会から提言をいただいた内容は、委員会の総意としてとりまとめいただいたものです。</p> <p>市では、更に条例内容の啓発に努めるとともに、条例制定後も周知を図ってまいります。</p> |

| 件数 | 箇所 | 意見   | 検討結果  |
|----|----|--|---|
| 4  | 前文 | <p>素案にはサブタイトルとして、～ほほえみ ときめき条例～が入っていたが、原案では省かれて、前文の最後に「～称することができます」となっている。確かに条例にフィットしないという意見は聞いたが、旧野洲町、旧中主町のスローガンでありそれなりに定着している。条例という硬いイメージのものに親しみやすい言葉を付けることは、市民に少しでもこの条例との距離を縮める役目を果たしてくれると思うので、元へ戻すべきである。</p> <p>前文は、この地域の歴史と現況、そして未来を三等分した内容がふさわしい。この散文詩のようなものには違和感がある。しかし百歩譲ってこのままとするなら、以下のように変えるべきである。</p> <p>里山に朝日が昇り、湖面に夕陽を照らす。句読点の。は不要、四季のあとの。も同様<br/>「里山に朝日が昇り、湖面に夕陽が沈む」</p> <p>三上山に緑連なる山 三上山に連なる緑の山々</p> <p>のどかに広がる田園、里山や湖での のどかに広がる田園や里山、湖での</p> <p>地域の誇るべき 「べき」は不要</p> <p>受け継がれるとともに、利便性の高い 受け継がれています。この利便性の</p> <p>模索しながらも、 「も」は不要</p> <p>を視野に入れ を展望して</p> <p>「人が「生きる」原点として、人類が獲得」 「人が生きる原点として人類が獲得し」</p> <p>普遍的な価値を置き 不変的な価値を置いて</p> <p>私たちが自らつくる。」 私たちが自らつくる」<br/>かぎカッコは句読点でもあるので重複</p> <p>という気概で、 という気概を持つことが大切です。<br/>ワンセンテンスが長い。</p> | <p>この条例の名称は「野洲市まちづくり基本条例」です。また、委員会から条例を親しみやすくするために「ほほえみときめき条例」という愛称も提言いただいていることから、前文において、「この条例を「ほほえみ ときめき条例」と称することができます。」と規定しています。</p> <p>次のとおりとします。<br/>「里山に朝日が昇り、湖面に夕陽を照らす。そして、移りゆく四季」</p> <p>「山々」では、山脈がイメージされることから、「三上山に緑連なる山」としています。</p> <p>田園、里山、湖を並列して記載し「田園、里山や湖」としています。</p> <p>「地域の誇るべき伝統や文化にも～」として、当然の意を表すものとして使用しています。</p> <p>悠久の歴史が、今現在の魅力ある多様性に富んだまちへとつながっていることを表現しています。</p> <p>先人に学ぶこととともに、日本や世界的な視野を取り入れていくことが必要であることから、「模索しながらも」と標記しているものです。</p> <p>「視野」は「ものを見たり考えたりする範囲」であり、「展望」は「広い範囲をながめ見渡すこと」であるため、「視野に入れ」という表現が適当であると判断します。</p> <p>私たちの生存基盤である「人権の尊重」と「環境への配慮」を土台に、「生きる意味が実感できる社会の実現」を目指すことをまちづくりの理念としています。「生命」を基軸としてとらえ、「生きる」ことの原点を明確にするために強調しているものです。</p> <p>「普遍的」は「ひろく行き渡るさま、すべてに通じること」で、「不変的」は「変わらないさま」であり、人権と環境という生存基盤にかかわるものであり、すべての行動における基礎となるものであり、「普遍的な価値を置く」こととしています。</p> <p>次のとおりとします。<br/>「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」</p> <p>人権と環境に普遍的な価値を置くこと、「私たちのまちは、私たちのために、私たち自らつくる」という強い意志を明確にし、みんなでよりよいまちを育てていくという流れで表現しているものです。</p> |

| 件数 | 箇所        | 意見   | 検討結果  |
|----|-----------|--|---|
| 4  | 前文        | <p>一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。一人ひとりが知恵や力を出し合い、協働してよりよいまちに育てていくことを目指します。<br/>一般的表記法である</p> <p>歴史と今がつながる～<br/>それが野洲の未来へつながる この文言は削除 不要</p> <p>ここに野洲市まちづくり基本条例を制定します。 こうした思いを込めてここに、野洲市まちづくり基本条例を制定します。</p> <p>一人一人の、またみんなの 一人ひとりの、またみんなの</p> <p>ときめき条例」と称することができます。 ときめき条例」といいます。</p> <p>この条例の精神的バックボーンは“協働”にあると思う。従って前文でそのことを謳うことが必須である。「協働」とは、については第8条で説明すればよい。<br/>以下の条文も含めてワンセンテンスの長いものが多い。読みやすい文章イコール分かりやすい文章である。文章の美しさは漢字の高い格調とひらがなの伸びやかさのバランスにあると思う。基本的にワンセンテンスの中で句読点は2, 3個までが適当だ。</p> | <p>「一人一人」は、条例に使用するものとして漢字表記しています。また、一人一人が「つながり」、「みんな」でよりよいまちを育てていくことを表現しているものです。</p> <p>先人によって培われてきた悠久の歴史と今がつながること、さらに「野洲の未来」へつながることを表現しています。</p> <p>「こうした思い」は、それまでの表現によって明確となっています。</p> <p>「一人一人」は、条例に使用するものとして漢字表記しています。</p> <p>条例の名称は、「野洲市まちづくり基本条例」であり、親しみを込めて「この条例を「ほほえみ ときめき条例」と称することができます。」としています。</p> <p>前文では、悠久の歴史と文化を背景に、先人の知恵に学び、人が生きる原点として「人権」と「環境」に普遍的な価値を置き、一人一人の知恵や力を合わせ、「みんな」でよりよいまちを育てていくことを規定し、一人の小さな一歩が大きな一歩となり、野洲の未来へつながるよう条例を制定することを表現しています。</p> |
|    | 第1条<br>目的 | <p>以下のとおり<br/>「この条例は、市民や市議会および市の役割と行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすとともに、人権と環境を土台とした活力ある地域社会の実現を図ります。」<br/>欲張って何もかも詰め込もうとした文章で、形容詞が多すぎてどの語句がどの目的語にかかるのか、分からなくなっている。</p> <p>【条文の概要】を以下のとおり<br/>「まちを構成する主体（市民、市議会および市）の役割を確認し、まず、今できることから始めようという考えを基本にしています。市民の知恵や力をまちづくりに生かし、協働して市民活動をさらに広げようというものです。市民一人一人の人権が大切にされ、環境に配慮した暮らしを实践することで生き生きとした生きる意味が実感できるような、活力ある地域社会の実現を目指します。」<br/>ワンセンテンスが長い。典型的な悪文である。主語や述語があちこちに散らばり、形容詞が多過ぎる。何もかも詰め込みすぎだ。一度読んだだけでは意味がつかめない。</p>  | <p>この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めたものであり、「まちを構成する主体の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすこと」によって、本市のまちづくりの理念である「人権と環境を土台に生きる意味が実感」できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的としています。</p> <p>【条文の概要】は、各条文の背景、意図、補足説明などを含めて掲載しています。また、条例制定後もそれぞれの取り組みによって新たに必要となる内容を追記することなども予定しています。</p>  |

| 件数 | 箇所               | 意見  | 検討結果   |
|----|------------------|---|--|
| 4  | 第2条<br>定義        | <p>以下のとおり<br/>「市民 市内に住所を有する人、市内で働く人や市内で学ぶ人、市内で活動する人、または団体および事業者をいいます。」<br/>二項以下は大幅な追加である。 大幅な追加・変更は検討委の議論を経ているのか。</p>   | <p>市民の定義として、法制執務のルールに基づいて規定しています。<br/>条例全体を通じて、共通認識が必要と思われる規定(「市」と「まちづくり」)を追加しています。<br/>「市」の定義は、委員会において検討されてきた内容を規定しています。<br/>「まちづくり」の定義は、委員会において検討されてきた内容に、社会全体の利益を指して「公共の福祉を念頭に置く」ことを追記しているものです。</p> |
|    | 第3条<br>人権の尊重     | <p>以下のとおり<br/>第2項 「市民は、いかなる事由による差別を受けず、人として尊重されます。」<br/>権利という表現が以後も出てくるが、権利と義務は一体のものであるとするなら、権利ばかりが主張されていることに抵抗感を持つ意見がある。従って削除しても意味は同じであり、概要で補足すればよい。<br/>【条文の概要】<br/>・差別やいじめを許さず、市民一人ひとりが生き生きとした社会を実現するためには、すべての人がお互いに人権を尊ぶことが大切です。<br/>・こうした思いを実現するため、相互に助け合い、認め合い、実践につなげていくことによって基本的人権が守られた住みよいまちが創造されます。<br/>・心の通った福祉サービスの充実や地域福祉を推進するには、人権の尊重や思いやりの心で支え合う中から共生と安心のまちづくりにつなげます。<br/>・市は人権尊重のまちづくりについて、あらゆる差別のないまちの実現を目指して「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」(平成16年野洲市条例第119号)を制定しています。<br/>・この条例では、生活基盤である人権の尊重がすべての活動の基礎であることを確認し、まちづくりを担う市民の権利と義務として定めています。</p> | <p>全体の表現において、「～します」という規定は、宣言するものとして主体的な「責務」を表しています。<br/>新しく「権利」を付与するという考え方ではなく、「人権」と「環境」は、既に存在している私たちの生存基盤にかかわることとして規定しているものです。</p>  |
|    | 第4条<br>環境への配慮    | <p>以下のとおり<br/>第2項「市民は、豊かで良好な自然環境を享受します。」<br/>【条文の概要】<br/>・この条例では、市民が水や緑を環境の鏡として自然との共生を図り、生活基盤である豊かで良好な自然環境を享受することを定めています。</p>   | <p>新しく「権利」を付与するという考え方ではなく、「人権」と「環境」は、既に存在している私たちの生存基盤にかかわることとして規定しているものです。</p>   |
|    | 第5条<br>たくましい地域経済 | <p>以下のとおり<br/>「市民は、地域の資源を生かした地産地消を推進し、新しい地域産業を創出して地域産業の活性化を図ります。」<br/>【条文の概要】<br/>・地産地消とは、地域で生産したものをその地域で消費することです。野洲市の場合、里山や田んぼ、河川、琵琶湖など多くの自然から恵まれた一次産品や加工・製造の二次製品、多種多様なサービス産業、あるいは市民活動から提供されるサービス。それらを貴重なまちの資源として、市域で消費しようというものです。</p>   | <p>三つの例示表現があることや、言葉の「創出」と「創造」が同意義であることなどから、「市民は、地域の資源を生かした地産地消の推進や、新しい地域産業の振興など、たくましい地域経済を創造します。」と規定します。</p>   |



| 件数 | 箇所                   | 意見  | 検討結果   |
|----|----------------------|---|--|
| 4  | 第6条<br>協働のまちづくり      | <p>以下のとおり<br/>「市民、市議会および市は対等な関係に立ち、目的を共有してそれぞれの持ち味を生かしながら補完しあい、よりよいまちづくりに取り組みます。」<br/>【条文の概要】<br/>•「まちづくり」とは、公共の福祉を考えながら、市民一人ひとりが主体的に知恵や力を出し合って、よりよい地域をつくらうということです。<br/>•そのまちづくりの進め方は「一人ひとりが主役」で、共生を基本にして「個人でできることは個人で（自助）、個人でできないことは団体で（共助）、団体でできないことは市とともに（公助）」という考え方です。このことは、多くの実践例からもいえることです。</p> | <p>まちを構成する主体を「市民、市議会及び市」と明確にし、「目的を共有し、その特性を生かして、対等な関係に立ち、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。」と表記します。</p>  |
|    | 第13条<br>市長及び市の役割     | <p>以下のとおり<br/>「市長は市民の知恵や力をまちづくりに生かして市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例を守ります。」<br/>【条文の概要】<br/>•市長は市政運営の責任者としてこの条例を守り、市民の知恵や力をまちづくりに生かしていきます。</p>  | <p>この条例の規定を全体を通じて、よく守っていくことを「遵守」と規定しています。</p>  |
|    | 第14条<br>市職員の役割       | <p>以下のとおり<br/>市職員は自ら市民としてその役割を果たすとともに、市民との対話、調整および職務に必要な専門能力を高め、その職責を果たします。<br/>【条文の概要】<br/>•市職員も地域の一員であるから市民としての役割を果たし、市民との対話をすすめて市民間の調整を図ります。また専門能力を高め、全体の奉仕者としてその職責を果たします。</p>   | <p>「及び」は、法制執務のルールに基づき、漢字表記しています。</p>   |
|    | 第16条<br>行政情報と市民情報の共有 | <p>以下のとおり<br/>【条文の概要】<br/>•市民同士の情報の共有は、市民活動の拡大や連携につながります。</p>   | <p>市民同士の情報の共有化によって、市民活動の拡大や連携につながります。</p>  |
|    | 第19条<br>まちづくりへの参加権   | <p>以下のとおり<br/>「市民は、自ら主体的にまちづくりに参加します。」<br/>権利と義務の関係を考慮して権利を強調しないほうが適切である。</p>   | <p>市民が自らの主体性を尊重され、まちづくりに参加することについて、権利として規定しているものです。行政への参加のみならず、様々な市民活動への参加が推進されることにつながります。</p> |

| 件数 | 箇所               | 意見  | 検討結果  |
|----|------------------|---|---|
| 4  | 第21条<br>市民への意見募集 | <p>以下のとおり<br/>「市は重要施策を決めるとき、パブリックコメントを実施します。<br/>2 市は、前項の規定により提出されたパブリックコメントを考慮して意思決定し、それを公表します。<br/>3 パブリックコメントに関する必要事項は、別に定めます。」<br/>パブリックコメントという言葉は、市の総合計画でも使われており、一定、定着しつつある。また定着させなければいけないと思う。カタカナは分かりにくいのであるべくひらがななどにすべき、との意見もあるが、言い換えることによって返って意味が分かりにくくなる場合がある。<br/>【条文の概要】<br/>•パブリックコメントとは、重要な施策を実施しようという場合、事前に市民の意見を聞こうというものです。市民のまちづくりへの参加を保障するため、具体的に制度化します。</p>   | <p>市民生活に関係する重要な施策（条例や各種計画など）を決定するとき、市民から意見を募る手続きを規定しているもので、「パブリック・コメント」をわかりやすく「市民への意見募集」と表記しています。</p>   |
|    | 第22条<br>住民投票     | <p>以下のとおり<br/>「市は、市民（法人は除く、以下同じ）、市議会または市長の発議に基づき、市政に関する重要事項について直接、市民の意思を確認するため住民投票を実施することができます。<br/>2 市議会および市長は、住民投票の結果を尊重します。<br/>3 住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。」<br/>ここへきて、これまでの「市民は・・・」が「住民は・・・」としているのは何故か。市民と住民の違いはなにか。第2条で市民の定義は「市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は市内で活動する人若しくは団体及び事業者をいいます」となっている。ここでは住民を市内に住所を有する人に限定しています。その場合、外国人も入るのか。外国人の場合、外国人住民登録法に沿って住民登録をしている人、あるいは入管法上の手続きを終えている人も入るのか。こうした誤解・混乱を避けるため、市民投票とすべきである。（例、米原市）<br/>また、16歳以上を削除したのは、短期間の検討で十分な討議がなされなかったからである。マスコミ報道の先行で賛否が錯綜しており、市民条例を策定する過程で時間をかけて議論すべき、と考える。</p> | <p>「住民」は、「本市に住所を有する人（法人を除く。）」と規定し、永住外国人も含まれるもので、永住者、特別永住者、在留資格者の期間などの詳細は、別に条例で定めるものです。<br/>住民投票制度を位置付け、その基本要件として、発議と投票年齢を規定しているもので、投票年齢は、「16歳以上の住民を原則」としています。市政に関する重要な事項について判断するものであり、幅広い年齢層から意見を聞くという基本的な考え方によるもので、義務教育を終了した人は、社会の形成者として必要な資質や公正な判断力が養われていることから、市のまちづくりの意思決定に参画出来る条件は有するものと考えられます。</p> |
|    | 第25条<br>市民活動の促進  | <p>以下のとおり<br/>【条文の概要】<br/>•市民活動を多くの市民が実践し、社会的なサービスの担い手としてその活動を促進します</p>   | <p>市民活動は、第2条第3号で定義し、「自らの意志で主体的に行う社会性のある活動～」と規定していることから同様の表現としています。</p>  |
|    | 第26条<br>基金の設置    | <p>以下のとおり<br/>「2 基金は前項の目的に沿い、その趣旨に賛同する人々からの寄附金を積み立てます。」<br/>【条文の概要】<br/>•自立した活動をする市民団体を更に活性化するため、市民や趣旨に賛同する人々から寄附金を募って基金を設けます。</p>  | <p>「趣旨に賛同する者」には、個人のほか、企業や事業所などの法人も含まれます。</p>  |
|    | 第26条<br>基金の設置    | <p>3項が削除されている。素案にある「基金の運用など、必要な事項は、別に条例で定めます」を元に戻すべきである。</p>  | <p>市が設ける基金は、地方自治法第241条に基づき、その運用や管理及び処分に関して必要な事項は、条例で定めなければなりません。法規定により条例設置が義務付けられているため、この基本条例では規定の必要性がないものです。</p>   |

| 件数 | 箇所                | 意見   | 検討結果  |
|----|-------------------|--|---|
| 4  | 第27条<br>この条例の位置付け | 以下のとおり<br>「この条例は市の最高位に位置する条例で、他の条例や規則などを制定・改廃するときには、この条例との整合性を図ります。」   | この条例は、第1条の目的の実現を図るため、まちづくりの基本的な事項を定めたものであり、本市のまちづくりにおける最高規範（行動や判断の規準）として位置付けるものです。  |
|    | 第30条<br>条例の見直し    | 「市長はまちづくり基本条例推進委員会の意見を尊重し、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに内容を検討して、必要と認めたときはその見直しを行います。」   | この条例は、その時々の変化に伴い、柔軟な対応が必要であり、4年を超えない期間ごとに見直し、第29条に規定する野洲市まちづくり基本条例推進委員会の意見を尊重し、必要な措置を講ずるものとしています。   |
|    | 全般                | この条例に付随した条例の策定が必要ですが、そのスケジュールを明示してください。  | この条例が成立した後に、運用に必要な事項や別に定める規定について速やかに検討します。  |
| 5  | 前文                | 前文に季吟ほか個人名が消えたのは良しとしましても最後の二行は最早不要でしょう。どうしても残すなら（基金の設置）で堂々と「微笑み、ときめき基金」と命名すべきでしょう。説明もここでしてください。なぜ私がこだわるかと申しますと「ほほえみ、ときめき」からは狭義の「町づくり」しかイメージできないからです。ここで目指しているのは広義の「町づくり」すなわち自治基本条例だからです。   | この条例の名称は、「野洲市まちづくり基本条例」ですが、委員会から条例を親しみやすくするために「ほほえみときめき条例」という愛称も提言いただいていることから、前文の文末において、「この条例を「ほほえみ ときめき条例」と称することができます。」と規定しています。   |
|    | 第22条<br>住民投票      | 16歳だけ先に決めてしまうやり方に納得がいきません。理想はもちろん判ります。しかし、現実を考えると無理でしょう。住民投票の必要性だけ明記し、白紙で次の検討委員会に託すべきです。市民活動団体に高校生を引っ張り出そうとの魂胆ですが高校生は大変忙しいですよ。また、学習指導要領には既にボランティアや就業に関する体験学習が義務付けられています。政治の究極の選択のための住民投票とは次元の違う話です。市長選一回分の費用とエネルギーが住民投票にはかかるでしょう。ハードルが低いと大変です。<br>平成17年4月1日に大和市が16歳を決めてから今日まで約90の市が制定し、現在112の市がこの4月施行を含めるとあるようです。しかし一つも後に続くところはありません。これは無理があるからでしょう。やはり児童福祉法の18歳大人認定に従うべきでしょう。これが遵法精神です。高校生には「悪法も法なり」と教えるのが先です。これに国も地方もありません。<br>インターネットを見ますと現在。迷走している市があります。市、市など、市は16歳提案が引っ込みました。議会に提示された野洲市の原案を見たら議員は熊本市のように「わしらはいらんといわれているようだ。」と感じるでしょう。保守系は「協働」という言葉に社会主義の匂いを感じ、拒絶反応を示すのが一般的です。かつて高校の家庭科が男子にも必須になったとき「男女共修」がそうでした。このままでいきますと議員の多くは賛成か反対かで悩むでしょう。お気の毒です。何とか折り合いをつけられないでしょうか。 | まちづくりへの参加を具体的に保障する制度の一つとして、住民投票を位置付けています。その基本要件として、発議と投票年齢を規定しています。<br>そのなかで、投票年齢は、「16歳以上の住民を原則」としています。市政に関する重要な事項について判断するものであり、幅広い年齢層から意見を聞くという基本的な考え方によるもので、義務教育を終了した人は、社会の形成者として必要な資質や公正な判断力が養われていることから、市のまちづくりの意思決定に参画出来る条件は有するものと考えられます。 |
|    | 全般                | 委員長はじめ「まちづくりすなわち市民活動団体立ち上げ」に大いに功のあった方々です。そのことは率直に感謝いたしますが、今はそのことの維持、発展と同時に市民自治のあり方に軸足を移すべき時です。近頃の名称は圧倒的に「自治基本条例」です。そのことに留意して欲しいものです。このことは十分熟知しておられるでしょうが老婆心から申し上げます。   | 検討委員会では、市民の目線から「野洲が野洲らしく」を基本に、今までの野洲市の歩みのなかから、自治の実践（市民の活動等）を検証し、その成果を生かし、広げていくという視点でまちづくりの基本的な事項を定め、この条例を形づくっていただきました。<br>この条例は、「まちづくり」という観点に立ち、その行動や判断の規準を定めているもので、これを推進する過程が「野洲らしい自治」につながるものと考えます。  |